

# 洪水浸水想定区域図に関するQ A

## 目 次

- Q 1 洪水浸水想定区域図とはどのようなものですか？
- Q 2 洪水浸水想定区域図、洪水ハザードマップ、CGハザードマップの違いは何ですか？
- Q 3 公表する内容は？
- Q 4 想定最大規模降雨とはどのようなものですか？
- Q 5 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成対象河川は？
- Q 6 計画規模降雨とはどのようなものですか？
- Q 7 浸水継続時間とはどのようなものですか？
- Q 8 家屋倒壊等氾濫想定区域とはどのようなものですか？
- Q 9 流域平均総雨量とは、どういう意味ですか？
- Q 1 0 洪水浸水想定区域図で無着色の箇所は安全なのですか？
- Q 1 1 現実に洪水浸水想定区域図のような被害が発生するのですか？
- Q 1 2 今回の浸水区域等により土地利用上の規制や建築の制限などはあるのですか？
- Q 1 3 今後、浸水をなくすための河川改修を進めるのか？

**Q 1 洪水浸水想定区域図とはどのようなものですか？**

A

- ・ 洪水浸水想定区域図は、水防法第 14 条及び同法施行規則第 2 条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深などを表示するものです。
- ・ 洪水浸水想定区域が公表された場合、市町は、水防法第 15 条に基づき、市町地域防災計画に、洪水浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項、洪水浸水想定区域に含まれる地下街等で避難確保及び浸水防止を図る必要があるもの、その他必要な事項を記載するとともに、これらについて、住民等に周知しなければならないとされています。  
(ハザードマップを作成・配布するなど)
- ・ また、市町地域防災計画に記載された地下街等の所有者又は管理者は、水防法第 15 条の 2 に基づき、避難の確保、浸水の防止等を図るための訓練やその他の措置に関する計画を作成しなければならないとされています。

**Q 2 洪水浸水想定区域図、洪水ハザードマップ、CGハザードマップの違いは何ですか？**

A

- ・ 大雨で河川が増水し、その河川から水が溢れたり、堤防が破堤したときに起こりうる最も危険な浸水状況（最大浸水エリアと最大の浸水深）を表示した図面が、洪水浸水想定区域図です。
- ・ 洪水ハザードマップは市町が作成するもので、洪水浸水想定区域図に避難場所や避難経路等、避難行動をとる際に必要な情報を図示したものです。
- ・ CGハザードマップは、洪水浸水想定区域図に避難場所を掲載している他、紙面では表現できない浸水の状況を視覚的にイメージできるフォトモンタージュや3次元動画、また、リアルタイムの雨量や河川水位情報なども掲載したものです。さらに、イラストを活用した防災学習のページも設けています。
- ・ いずれも、その地域が浸水の可能性を有していることを住民に認識してもらい、防災意識の高揚、緊急時の水防活動、避難行動等に役立てていただくことを目的として作成するものです。
- ・ 令和2年8月に想定最大規模降雨(1/1000年規模以上)による洪水浸水区域等を反映したCGハザードマップに更新しました(避難所、避難場所の情報は市町のハザードマップ公表にあわせて順次反映)。

**Q 3 公表している内容は？**

A

県ホームページでは、想定最大規模降雨による、下記3種類の区域図を公表しています。

また、下記の区域図は、総合治水課および土木事務所（当該土木事務所管内の河川に限る）で大版の図面を閲覧することができます。

|          | ① 洪水浸水想定区域 | ② 浸水継続時間 | ③ 家屋倒壊等氾濫想定区域 |
|----------|------------|----------|---------------|
| 想定最大規模降雨 | ○          | ○        | ○ 2種類         |
| 計画規模降雨   | ○          | -        | -             |

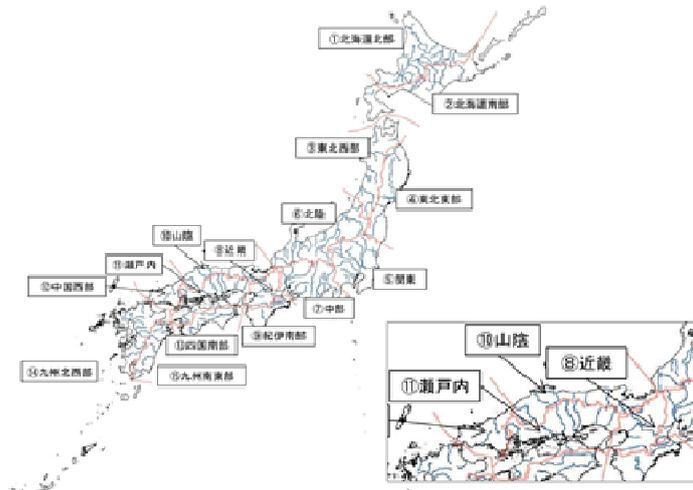
① 洪水浸水想定区域（浸水範囲と浸水深を表示）

- ② 浸水継続時間（浸水深さ 50 cm以上が継続する時間であり、立ち退き避難（水平避難）の要否判断等の目安となります。）
- ③ 家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水時の氾濫流等により家屋が流失・倒壊のおそれがある範囲で、洪水氾濫と河岸侵食の 2 種類があります。洪水時における屋内安全確保（垂直避難）の適否の判断目安となります。）
- ・洪水氾濫：洪水氾濫流により家屋倒壊のおそれがある区域
  - ・河岸侵食：洪水時の河岸侵食により家屋倒壊のおそれがある区域

#### Q 4 想定最大規模降雨とはどのようなものですか？

- ・ 「想定最大規模降雨」は、当該河川に過去に降った雨だけでなく、近隣の河川に降った雨が、当該河川でも同じように発生するという考えに基づき、国において、日本を降雨の特性が似ている 15 の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定されています。
- ・ 本県では、この地域区分のうち下表の 3 地域を適用し、各河川において想定最大規模降雨が 1/1000 年確率規模以上になるよう設定しています。
- ・ 想定最大規模降雨(1/1000 年確率規模以上)とは、1000 年毎に 1 回発生する周期的な降雨ではなく、1 年の間に発生する確率が 1/1000 (0.1%) 以下の降雨である。毎年の発生確率は小さいが、規模の大きな降雨であることを示している。サイコロを 6 回振れば、「1」が複数回出る場合があることと同じで、1000 年の間にその規模を超える降雨が複数回発生することもある。また、連続して発生することもある。

| No. | 地域区分の名称 | 適用地域  | 主な河川                                 |
|-----|---------|---|--------------------------------------|
| 8   | 近畿      | 兵庫県のうち、明石川の河口点から、明石川水系に属する河川の流域及び加古川水系に属する河川の流域の東側を経て、大阪府との交会点に至る線以東の地域並びに明石川の河口点から南東に引いた線以東の島しょ部 | 明石川より東側（猪名川、神崎川、武庫川）                 |
| 10  | 山陰      | 兵庫県のうち、由良川水系に属する河川の流域及び円山川水系に属する河川の流域の南側端線以北の地域   | 但馬（竹田川、円山川、矢田川、岸田川）                  |
| 11  | 瀬戸内     | 兵庫県（近畿及び山陰に揚げる地域を除く。）   | 明石川を含む西側（明石川、加古川、市川、揖保川、千種川、洲本川、三原川） |



15 地域区分

**Q 5 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成対象河川は？**

A

- 水防法第 14 条で想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を作成することとされている河川は、洪水予報河川<sup>※1</sup>および水位周知河川<sup>※2</sup>です。本県では、総合治水条例第 38 条および同条例施行規則第 25 条により、水防法第 14 条第 1 項に規定する国土交通省令で定めるところに準じて作成することとしていることから、洪水予報河川および水位周知河川以外の河川についても県が管理する全ての河川について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表しています。

※1 洪水予報河川：流域が大きい河川で、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれがある河川として、国又は県が指定した河川で、洪水のおそれのあるときは、水位又は流量を示した洪水予報を発表します。

※2 水位周知河川：洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして、国又は県が指定した河川で、洪水特別警戒水位を定め、この水位に達したときは、その旨を水位又は流量を示して通知・周知します。

**Q 6 計画規模降雨とはどのようなものですか？**

A

- 「計画規模降雨」とは「河川整備の目標とする降雨」のことで、河川の流域の大きさや災害の発生状況などを考慮して、定めるものとされています。
- 例えば、県内の一級河川の主要区間においては、概ね 1/100～1/200 年確率規模、その他河川では概ね 1/30～1/100 年確率規模としています。
- なお、計画規模による洪水浸水想定区域図は、平成 17 年 5 月の水防法改正により、洪水予報河川及び水位周知河川について作成と公表が義務づけられ、本県では、県内全河川で作成し兵庫県 CG ハザードマップ等で公表中です。

### Q 7 浸水継続時間とはどのようなものですか？

A

- ・ 浸水継続時間は、洪水時に避難が困難となる一定の浸水深を上回る時間の目安を示すものです。
- ・ 浸水継続時間が長い地域では、仮に屋内安全確保（垂直避難）により身体・生命を守れたとしても、その後の長期間の浸水により生活や企業活動の再開等に支障が出る恐れがあることから、立ち退き避難（水平避難）の要否の判断や企業BCPの策定等に有用な情報となります。
- ・ 浸水継続時間の目安となる浸水深は0.5mを基本としています。

### Q 8 家屋倒壊等氾濫想定区域とはどのようなものですか？

A

- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域は、洪水時に家屋が流出・倒壊等のおそれがある範囲を示すもので、洪水時における屋内安全確保（垂直避難）の適否の判断等に有効な情報となるものです。
- ・ 当該区域は、洪水氾濫流によるもの及び洪水時の河岸侵食によるものそれぞれにおいて設定・表示することとされています。
- ・ 氾濫流による当該区域は、想定最大規模降雨が生起し、近くの堤防が決壊等した場合の流体力により、現行の建築基準に適合する一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域を設定しています。
- ・ 河岸侵食による当該区域は、全国の河岸侵食事例から河道断面と侵食幅の関係が「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）」で整理されており、縦横断面図から対象断面の河床勾配、川幅、水深、河岸高を読み取り、河岸侵食幅を設定しています。

### Q 9 流域平均総雨量とは、どういう意味ですか？

A

- ・ 流域に、複数の観測所がある場合、それぞれの観測所の雨量から流域全体での平均的な雨量を算出し、河川流域の雨量の規模として表現しています。

### Q 10 洪水浸水想定区域図等で無着色の箇所は安全なのですか？

A

- ・ 洪水浸水想定区域図は、対象河川以外の河川（準用河川や普通河川など）からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮および内水による氾濫、土石流や流木に起因する河道閉塞による氾濫等を考慮していませんので、洪水浸水想定区域図で無着色の箇所においても浸水が発生する場合や、表示している水深が実際の浸水深と異なる場合があります。また、複数河川の影響がある地点では、隣接する水系や未作成の河川の洪水浸水想定区域図の浸水深の方が深くなる場合があります。
- ・ 洪水浸水想定区域図では、氾濫域を5m四方のメッシュに分割し、その4隅の地盤高を平均して、メッシュの代表地盤高と設定しています。しかし、氾濫計算は2.5mメッシュで行っているため、メッシュ内の微地形（アンダーパスや窪地）は地盤高として十分に反映されていない場合がありますので、実際の浸水深と異なる場合があります。

- ・ また、氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域は、想定最大規模降雨が生起し、近くの堤防が決壊等した場合に、現行の建築基準に適合する一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域を示しています。このため、家屋倒壊等氾濫想定区域外であっても、古い木造建築物である場合や想定最大規模以上の降雨が発生した場合などには、家屋の倒壊等が発生することがありますので、家屋倒壊等氾濫想定区域外であるからといって、家屋の倒壊等のおそれがないわけではありません。

**Q 1 1 現実に洪水浸水想定区域図のような被害が発生するのですか？**

A

- ・ 洪水浸水想定区域図は、浸水のおそれのある全ての区域を示すという趣旨から、破堤の可能性のある地点ごとに氾濫解析を行い、浸水区域と水深を求めます。これらを重ね合わせ、最も深い水深を抽出した結果が洪水浸水想定区域図となっています。
- ・ 現実には、それらのうちの限られた箇所だけが破堤するため、破堤点に応じた限られた区域での浸水となります。

**Q 1 2 今回の浸水区域等により土地利用上の規制や建築の制限などはあるのですか？**

A

- ・ 今回公表した洪水浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域図等は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保すること等を目的に、想定し得る最大規模の降雨による浸水区域や浸水深のほか、家屋に留まることの要否の判断等に資するよう、浸水継続時間や家屋の倒壊・流失をもたらすような氾濫流が発生するおそれがある区域等の情報を提供するものであり、新たな規制や制限がともなうものではありません。

**Q 1 3 今後、浸水をなくすための河川改修を進めるのですか？**

A

- ・ 今回の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等の公表は、施設では守りきれない事態を想定し、社会全体が災害リスク情報を共有し、減災対策に取り組むことを目的としており、想定最大規模降雨に対応した河川改修を行おうとするものではありません。なお、現在進めている河川改修は、計画規模降雨（1/50～1/100年確率規模）に対応した河川整備を長期的な最終目標としつつ、この達成に向けた改修を段階的（概ね20年～30年毎に中期目標を設定）に行っているもので、想定最大規模降雨（1/1000年確率規模以上）に対応した改修ではありません。